

## 西宮市青少年補導委員設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市の補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

### (職務内容)

第2条 補導委員は、前項の目的を達成するため次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年の問題行為の早期発見及び補導に関すること。
  - ア 班編成による街頭巡回補導
  - イ 特別な催し物・祭礼・地域行事等の街頭巡回補導
- (2) 情報及び資料の収集に関すること。
  - ア 青少年環境実態調査等の各種調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。
  - ア 補導委員代表者会、補導委員研修会等の各種会合への参加
  - イ 地区青少年愛護協議会等の地域及び学校との連携

2 補導委員は、前項第1号及び第3号に係る活動をしたときは、活動月毎に報告書を作成し、補導委員地区代表者は補導委員代表者会の場で報告書を西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

### (委嘱)

第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校、中学校及び義務教育学校保護者 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとにそれぞれ1名以上
- (2) 民生委員・児童委員 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとに1名以上
- (3) 地区青少年愛護協議会委員（前2号に該当する者を除く。） 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとに1名以上
- (4) その他教育委員会が適当と認めた者

2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げるものについての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げるものについての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。

3 補導委員の委嘱を受けようとする者は、青少年補導委員登録書を教育委員会に提出する。

4 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 補導委員は、再任することができる。

### (服務)

第4条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は、補導に従事する際には西宮市青少年補導委員証（様式第1号）を携帯するとともに、必要に応じて西宮市青少年補導委員記章（様式第2号）を着用するものとする。

### (活動費)

第5条 補導委員の活動費については、別表のとおりとする。

2 補導委員の活動にかかる実費相当分を報告書の提出のあった月の翌月の25日に支給する。

ただし、当該支給日が、土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

(災害補償)

第6条 補導委員は教育委員会が費用を負担する災害ボランティア共済に加入する。ただし、民生委員・児童委員選出の補導委員は除く。

(解嘱)

第7条 教育委員会は、補導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中においても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (2) 制度の改廃又は予算の減少により過員等を生じた場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 信用を傷つけ、又は不名誉となる行為及び非行があった場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

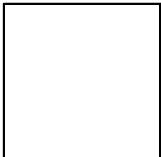
(庶務)

第8条 補導委員の庶務は、学校教育部学校保健安全課において処理する。

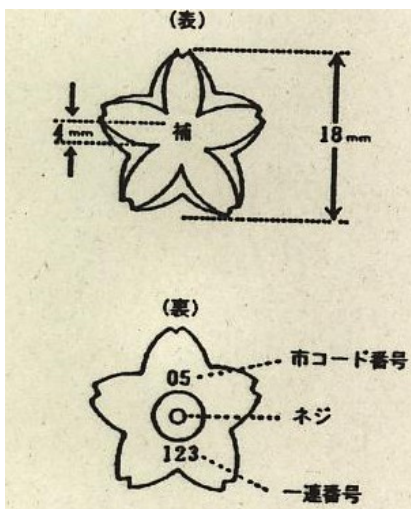
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

様式第1号

第 号	
青少年補導委員証	
氏名	
住所 西宮市	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
交付者	西宮市教育委員会

様式第2号



別表（第2条及び第5条関係）

第2条第1項第1号	一回の活動につき1,000円。ただし、年の上限36,000円。
第2条第1項第2号	活動費無。
第2条第1項第3号	各種会合への参加については一回の参加につき1,000円。地域及び学校との連携については、活動費無。
その他	教育委員会が特に認める活動1回につき1,000円。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。（一部改定）
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。（一部改定）